



SPECIALIST



安全データシート

WD-40 Specialist Contact Cleaner

JIS Z 7253 : 2019に準拠

作成日: 2023/10/24 改訂日: 2026/06/19

f1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : WD-40 Specialist Contact Cleaner

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : クリーナー
使用制限 : 知られていない

会社情報

WD-40 Japan
〒105-0022 東京都港区海岸1-2-3
T 03-5403-6360

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号 : +81 3 4578 9341

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	エアゾール	区分1
健康に対する有害性	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2B
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分2
	誤えん有害性	区分1
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期 (急性)	区分2
	水生環境有害性 長期 (慢性)	区分2

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP) : 危険
危険有害性 (GHS JP) : 極めて可燃性の高いエアゾール (H222)
高圧容器 : 熱すると破裂のおそれ (H229)
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ (H304)
皮膚及び眼刺激 (H315+H320)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (H373)
長期継続的影響によって水生生物に毒性 (H411)

注意書き (GHS JP)

安全対策 : 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)
ミスト、スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後は手をよく洗うこと。(P264)
環境への放出を避けること。(P273)
適切な保護手袋を着用すること。(P280)

安全データシート

WD-40 Specialist Contact Cleaner

JIS Z 7253 : 2019に準拠

応急措置	: 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。(P301+P310) 皮膚に付着した場合：多量の石けん及び水で洗うこと。(P302+P352) 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) 特別な処置が必要である(このラベルの補足的な応急措置の説明を見よ)。(P321) 無理に吐かせないこと。(P331) 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313) 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364) 漏出物を回収すること。(P391)
保管	: 施錠して保管すること。(P405) 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)
廃棄	: 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)
処理時の追加危険有害性	: 通常の使用条件下では、重大な危険有害性はないと思われる。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
2-メチルペンタン	90 – 100	C6H14	(2)-6	既存化学物質	107-83-5
ペンタン	5 – 10	C5H12	(2)-5	既存化学物質	109-66-0
二酸化炭素(CO2)	1 – 5	CO2	(1)-169	既存化学物質	124-38-9
n-ヘキサン	≤ 1	C6H14	(2)-6	既存化学物質	110-54-3

4. 応急措置

応急措置

応急措置 一般	: 直ちに医師の診察を受ける。
吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合	: 皮膚は多量の水で洗浄する。 汚染された衣類を脱ぐこと。 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。
眼に入った場合	: 水で数分間注意深く洗うこと。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。
飲み込んだ場合	: 嘔吐を誘発せない。 直ちに医師の診察を受ける。
応急措置をする者の保護	: 応急措置を行う者は、自身の保護に注意を払い、推奨される個人用保護具を使用すること（第8項を参照）。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

吸入	: 通常の条件下では特に無し。
皮膚	: 刺激性。
眼	: 軽い眼の炎症。
摂取	: 肺水腫のリスク。

安全データシート

WD-40 Specialist Contact Cleaner

JIS Z 7253 : 2019に準拠

医師に対する特別な注意事項

その他の医学的アドバイスまたは治療 : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 水霧放水、乾燥粉末、泡、二酸化炭素(CO2)
使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない。
火災危険性 : 極めて可燃性の高いエアゾール。
爆発の危険 : 高压容器 : 熱すると破裂のおそれ。
火災時の危険有害性分解生成物 : 有毒ガスを放出する可能性がある。
消火方法 : 安全な距離と保護された場所から消火する。
呼吸器の保護を含め、適切な保護装置を使用せず、火災現場に入らない。
消火時の保護具 : 適切な保護具がない状態で対処を試みないこと。
自給式呼吸器。
完全な防護衣。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置 : 安全に対処できるならば漏えい（洩）を止めること。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
物的損傷を防止するためにも流出したものを回収すること。

非緊急対応者

保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。
応急処置 : 漏出区域を換気する。
裸火、火花禁止、禁煙。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
皮膚、眼との接触を避ける。

緊急対応者

保護具 : 適切な保護具がない状態で対処を試みないこと。
詳細については、第8項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。
応急処置 : 不要な人員を退避させる。
安全に対処できるならば漏えい（洩）を止めること。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法 : 漏出物を回収すること。
漏出物が発生した場合、盛り土や吸収剤で封じ込め、下水や河川への流出を防止する。
可能であればリスクなく漏出をせき止める。
浄化方法 : 製品は機械的に回収する。
その他の情報 : 物質又は固体残留物を認可された場所で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : データなし

安全データシート

WD-40 Specialist Contact Cleaner

JIS Z 7253 : 2019に準拠

安全取扱注意事項	: 作業場の良好な換気を徹底する。 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。 使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 皮膚、眼との接触を避ける。 個人用保護具を着用する。
接触回避	: データなし
衛生対策	: 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 製品取扱後には必ず手を洗う。
処理時の追加危険有害性	: 通常の使用条件下では、重大な危険有害性はないと思われる。
保管	
安全な保管条件	: 日光から遮断すること。 50℃以上の温度にばく露しないこと。 施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	: データなし
技術的対策	: 涼しくて、よく換気された場所で、熱から離して保存する。
容器包装材料	: 常に元の容器と同じ材質の容器に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

二酸化炭素(CO2) (124-38-9)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	二酸化炭素 # Carbon dioxide
許容濃度	9000 mg/m³
	5000 ppm
規則参照	許容濃度等の勧告（2023 年度）産衛誌 65 巻
n-ヘキサン (110-54-3)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	ヘキサン # Hexane
許容濃度	140 mg/m³
	40 ppm
特記事項 (JP)	経皮吸収
規則参照	許容濃度等の勧告（2023 年度）産衛誌 65 巻
日本 - ばく露限界値 (管理濃度(厚生労働省))	
現地名	ヘキサン # Hexane
管理濃度	40 ppm
規則参照	作業環境評価基準 平成29年度版
日本 - 生物学的暴露指標 (日本産業衛生学会)	
現地名	ヘキサン # Hexane
BEI (BLV)	3 mg/g クレアチニン 測定対象物質: 2, 5- ヘキサンジオン - 測定対象試料: 尿 - 試料採取時期: 週末の作業終了時 - 注: 酸加水分解後 0.3 mg/g クレアチニン 測定対象物質: 2, 5- ヘキサンジオン - 測定対象試料: 尿 - 試料採取時期: 週末の作業終了時 - 注: 加水分解なし

安全データシート

WD-40 Specialist Contact Cleaner

JIS Z 7253 : 2019に準拠

n-ヘキサン (110-54-3)

規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻
------	-----------------------------

設備対策	: 作業場の良好な換気を徹底する。
保護具	
個人用保護具	: 推奨される個人用保護具を着用する。
呼吸用保護具	: 換気が不十分な場合、適切な呼吸装置を着用する。
手の保護具	: 防護手袋
眼の保護具	: 安全メガネ
皮膚及び身体の保護具	: 適切な保護衣を着用する。
環境へのばく露の制限と監視	: 環境への放出を避けること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
色	: 透明色
臭い	: 石油
pH	: データなし
融点	: データなし
凝固点	: データなし
沸点	: 49 – 63 °C (2-メチルペンタン)
引火点	: -28 °C (2-メチルペンタン)
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
可燃性	: 極めて可燃性の高いエアゾール
蒸気圧	: 23 kPa: @ 25 (2-メチルペンタン)
相対密度	: 0.678 @ 15.6 C (60.08 F)
密度	: データなし
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: 水不溶性。
分配係数n-オクタノール/水 (Log Pow)	: データなし
爆発特性	: 高压容器: 熱すると破裂のおそれ。
爆発限界 (vol %)	: データなし
動粘性率	: データなし
粒子特性	: 粒子特性: 区分に該当しない(分類対象外)

10. 安定性及び反応性

反応性	: 極めて可燃性の高いエアゾール。 高压容器: 熱すると破裂のおそれ。
化学的安定性	: 通常条件下において安定。
危険有害反応可能性	: 通常の使用条件下では危険な反応は知られていない。
避けるべき条件	: 高温面との接触を避ける。熱。炎や火花の禁止発火源をすべて断つ。
混触危険物質	: データなし
危険有害な分解生成物	: 通常の使用条件及び保管条件下において、有害な分解生成物は生成されない。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: データなし
急性毒性 (経皮)	: データなし
急性毒性 (吸入)	: データなし

安全データシート

WD-40 Specialist Contact Cleaner

JIS Z 7253 : 2019に準拠

二酸化炭素(CO2) (124-38-9)	
LC50 吸入 - ラット [ppm]	167857 ppm
n-ヘキサン (110-54-3)	
LD50 経口 ラット	24 ml/kg
LD50 経皮 ウサギ	> 2000 mg/kg
LC50 吸入 - ラット [ppm]	73860 ppm/4h
ペンタン (109-66-0)	
LD50 経口 ラット	> 2000 mg/kg BW Animal: rat, Guideline: OECD Guideline 401 (Acute Oral Toxicity), Guideline: EU Method B.1 (Acute Toxicity (Oral))
LD50 経口	2500 mg/kg
LD50 経皮	3000 mg/kg
LC50 吸入 - ラット	> 25.3 mg/l/4h Animal: rat, Guideline: OECD Guideline 403 (Acute Inhalation Toxicity)
LC50 吸入 - ラット (蒸気)	364 mg/l Source: ChemIDplus
2-メチルペンタン (107-83-5)	
LD50 経口 ラット	15840 mg/kg
LC50 吸入 - ラット (蒸気)	> 20 mg/l
皮膚腐食性/刺激性	: 皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 眼刺激
呼吸器感作性	: データなし
皮膚感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: データなし
生殖毒性	: データなし
ペンタン (109-66-0)	
NOAEL(動物/オス、F0/P)	300 mg/kg BW Animal: rat, Animal sex: male, Guideline: OECD Guideline 415 (One-Generation Reproduction Toxicity Study)
NOAEL(動物/メス、F0/P)	≥ 1000 mg/kg BW Animal: rat, Animal sex: female, Guideline: OECD Guideline 415 (One-Generation Reproduction Toxicity Study)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: データなし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ
n-ヘキサン (110-54-3)	
追加情報	中枢神経系
ペンタン (109-66-0)	
NOAEC(吸入、ラット、蒸気、90日)	30 mg/l air Animal: rat, Guideline: OECD Guideline 413 (Subchronic Inhalation Toxicity: 90-Day Study), Guideline: other:U.S. EPA/FIFRA Guidelines §82-4, Guideline: EPA OTS 798.2450 (90-Day Inhalation Toxicity), Guideline: other:U.S. EPA/TSCA Guidelines 40 CFR §798.6059, and §798.6059, 798.6200, 798.6400, Guideline: other:EU Guideline 87/302/EEC
誤えん有害性	: 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
ペンタン (109-66-0)	
動粘性率	0.356 mm²/s

安全データシート

WD-40 Specialist Contact Cleaner

JIS Z 7253 : 2019に準拠

12. 環境影響情報

生態毒性

生態系 - 全般 : 水生生物に毒性、長期継続の影響によって水生生物に毒性。
水生環境有害性 短期 (急性) : 水生生物に毒性
水生環境有害性 長期 (慢性) : 長期継続の影響によって水生生物に毒性

ペンタン (109-66-0)

LC50 - 魚 [1]	4.26 mg/l Source: EHCA
EC50 - 甲殻類 [1]	2.7 mg/l
ErC50 藻類	10.7 mg/l Source: EHCA
NOEC 藻類 慢性	2 mg/l

2-メチルペンタン (107-83-5)

LC50 - 魚 [1]	4.656 mg/l Source: ECOSAR
EC50 96h - 藻類 [1]	3.635 mg/l Source: ECOSAR

残留性・分解性

WD-40 Specialist Contact Cleaner

残留性・分解性	追加情報なし。
---------	---------

二酸化炭素(CO2) (124-38-9)

残留性・分解性	生物分解性は無機化合物には該当しない。
---------	---------------------

n-ヘキサン (110-54-3)

残留性・分解性	急速分解性あり
---------	---------

ペンタン (109-66-0)

残留性・分解性	急速分解性あり
---------	---------

2-メチルペンタン (107-83-5)

残留性・分解性	急速分解性あり
---------	---------

生体蓄積性

WD-40 Specialist Contact Cleaner

生体蓄積性	データなし
-------	-------

ペンタン (109-66-0)

分配係数n-オクタノール/水 (Log Pow)	3.45 Source: ECHA
--------------------------	-------------------

2-メチルペンタン (107-83-5)

分配係数n-オクタノール/水 (Log Pow)	3.21
--------------------------	------

土壌中の移動性

WD-40 Specialist Contact Cleaner

土壌中の移動性	データなし
---------	-------

安全データシート

WD-40 Specialist Contact Cleaner

JIS Z 7253 : 2019に準拠

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : データなし

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
廃棄方法 : 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物/容器を廃棄する。
残余廃棄物 : 本製品の廃棄物は、製品自体と同様に有害であり、環境への影響も同様に考慮する必要がある。
廃棄物の管理および処理は、製品本体で定められた方法に従うこと。
地域の廃棄規則 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
推奨下水処理 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
追加情報 : 空の容器を再利用しない。

14. 輸送上の注意

国際規制

UN RTDG / IMDG / IATAに準ずる

国連勧告 (UN RTDG)	海上輸送 (IMDG)	航空輸送 (IATA)
国連番号		
1950	1950	1950
国連正式品名		
エアゾール LTD QTY	AEROSOLS	Aerosols, flammable
輸送危険物分類		
2.1	2.1	2.1
		
容器等級		
非該当	非該当	非該当
環境有害性		
環境有害性 : 非該当	環境有害性 : 非該当	環境有害性 : 非該当

海洋汚染物質 : 非該当

MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

国内規制

その他の情報 : 本製品は、単一梱包又は内装の組み合わせの合計正味量が5 kg/5 L未満のため、規制対象外として発送される (IMDGコード2.10.2.7; ICAO特別取扱規定A197, 49CFR 171.4(c)(2); ADR/ADN/RID SP 375)。内容物が内装から取り出され、5kg又は5Lを超える他の内容物と組み合わせられる場合は、規制対象となる場合がある。

安全データシート

WD-40 Specialist Contact Cleaner

JIS Z 7253 : 2019に準拠

15. 適用法令

国内法

化審法	: 優先評価化学物質（法第2条第5項） n-ヘキサン
労働安全衛生法	: 作業環境評価基準（法第65条の2第1項） ノルマルヘキサン 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2） ヘキサン 二酸化炭素 ペンタン 適用条件: 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。 第1号 令別表第1に掲げる危険物第2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物第3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（施行令第18条第3号、安衛則第30条、令和5年11月9日告示第304号） 【改正後 令和9年4月1日以降】 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2） ヘキサン 二酸化炭素 ペンタン 適用条件: 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。 第1号 令別表第1に掲げる危険物 第2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 第3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（施行令第18条第3号、安衛則第30条、令和5年11月9日告示第304号） 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号） その他の引火点－30℃以上0℃未満のもの ノルマルヘキサン その他の引火点－30℃未満のもの 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2） ヘキサン（別表の番号：1861） 二酸化炭素（別表の番号：1463）（5%未満） ペンタン（別表の番号：1944）（1～10%） 適用条件: 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。（施行令第18条の2第3号、令和5年11月9日告示第304号） 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。（施行令第18条の2第3号、令和5年11月9日告示第304号） 【改正後 令和9年4月1日以降】 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2） ヘキサン（別表の番号：1861） 二酸化炭素（別表の番号：1463）（5%未満） ペンタン（別表の番号：1944）（1～10%）

安全データシート

WD-40 Specialist Contact Cleaner

JIS Z 7253 : 2019に準拠

	適用条件: 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。（施行令第18条の2第3号、令和5年11月9日告示第304号） 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。（施行令第18条の2第3号、令和5年11月9日告示第304号） 現在の取り扱い労働者の特別な健康診断の対象物質 (法律、第六十六条第二項、法律施行令、第二十二条第一号) ノルマルヘキサン 適用条件: 第1種有機溶剤又は第2種有機溶剤を5重量%を超えて含有するもの。ただし、第1種有機溶剤を5重量%を超えて含有するものを除く。（有機則第1条第1項第4号） 濃度基準値設定物質（安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号） ペンタン（ノルマルペンタン及び2-メチルブタンに限る。） 適用条件: ノルマルペンタン及び2-メチルブタンに限る。 皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質（安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和7年11月18日告示第301号・第2号、令和7年11月18日基発1118第2号、厚生労働省HP皮膚等障害化学物質の一覧） ノルマルヘキサン 適用条件: 化学物質又は化学物質を含有する製剤（安衛則第594条の2）・含有量が1重量%未満のものを除く。・特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。
消防法	：第4類引火性液体、特殊引火物（法第2条第7項危険物別表第1・第4類） 特殊引火物 適用条件: 1気圧において、液体であって、危険物令第1条の6で定める試験において引火性を示し、発火点が100℃以下のもの又は引火点が-20℃以下で沸点が40℃以下のもの（法別表1備考10、11）。 第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体（法第2条第7項危険物別表第1・第4類） 第一石油類非水溶性液体 適用条件: 1気圧において、液体であって、危険物令第1条の6で定める試験において引火性を示し、引火点が21℃未満のもの（法別表第1・備考12）
大気汚染防止法	：有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第9次答申） ヘキサン 適用条件: 排気 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達） 揮発性有機化合物 適用条件: 排気
海洋汚染防止法	：個品運送P（施行規則第30条の2の3、国土交通省告示） ヘキサン 危険物（施行令別表第1の4） ヘキサン ペンタン 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） ポリイソブチレンアミン化合物の脂肪酸炭化水素を溶媒とする溶液 ヘキサン ペンタン
外国為替及び外国貿易法	：輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」 イに掲げる有機溶剤を含む物 適用条件:

安全データシート

WD-40 Specialist Contact Cleaner

JIS Z 7253 : 2019に準拠

	(廃棄物) 【特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)】ハロゲン化されたものを除く 0. 1 重量%以上含む物 輸出許可貨物・補完品目 (キャッチオール規制) (法第48条第1項、輸出令第1条別表第1の16の項 (2)) 非環式炭化水素 その他の無機酸及び無機非金属酸化物 輸出承認貨物・特定有害廃棄物等 (法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項) 有機溶剤 適用条件: ハロゲン化されたものを除く。 ・別表第5又は別表第6に掲げる物のいずれにも該当しないものを含まない (別表4備考)。 輸出承認貨物・ロンドン議定書附属書物質 (法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の5の項) 二酸化炭素を隔離するための二酸化炭素の回収工程から生ずる二酸化炭素を含んだガス
道路法	： 車両の通行の制限 (施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2) 第一石油類非水溶性液体 二酸化炭素 特殊引火物 適用条件: 1 気圧において、液体であって、危険物令第1条の6で定める試験において引火性を示し引火点が21℃未満のもの (法別表第1・備考12) 1 気圧において、液体であって、危険物令第1条の6で定める試験において引火性を示し、発火点が100℃以下のもの又は引火点が-20℃以下で沸点が40℃以下のもの (法別表1備考10、11)。
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)	： 特定有害廃棄物 (法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) イに掲げる有機溶剤を含む物 適用条件: ハロゲン化されたものを除く 0. 1 重量%以上含む物
高圧ガス保安法	： 適用除外
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	： 第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1) ヘキサン (管理番号: 392) (1.0%) 適用条件: 含有する製品は、第1種指定化学物質質量の割合が1質量%以上であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。 (施行令第5条) 1 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 2 第1種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品 3 主として一般消費者の生活の用に供される製品 4 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源
労働基準法	： 疾病化学物質 (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) ノルマルヘキサン

16. その他の情報

改訂情報

新しいフォーマット。

免責条項

当該シートに記載されている情報は信頼できる情報をもとにしているが、情報の正確性について明示・暗示を問わずいかなる保証をするものではない。製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負わない。当該シートは本製品にのみ使用するべきである。本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがある。